

議第154号

個別外部監査契約に基づく監査の実施について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第26条第1項の規定に基づき、監査委員に対して要求した自動車運送事業及び鉄道事業における財務に関する事務の執行及び事業の管理に係る監査（特に、京都市自動車運送事業経営健全化計画案（骨子）及び京都市高速鉄道事業経営健全化計画案（骨子）における増収策及びコストの削減策の検証）について、監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることとする。

平成21年9月18日提出

京都市長 門川大作

提案理由

自動車運送事業及び鉄道事業における財務に関する事務の執行及び事業の管理に係る監査について、個別外部監査契約に基づく監査によることとする必要があるので提案する。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第26条第1項の規定に基づく
地方自治法第199条第6項の要求に係る監査について、個別外部監査契
約に基づく監査によることについての監査委員の意見

監 第 61 号

平成21年9月11日

京都市長 門 川 大 作 様

京都市監査委員 内 海 貴 夫

同 日 置 文 章

同 不 室 嘉 和

同 出 口 康 雄

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく監査の要求について

標記の要求による、自動車運送事業及び鉄道事業の財務に関する事務の執行及び事業の管理（特に京都市自動車運送事業経営健全化計画案（骨子）及び京都市高速鉄道事業経営健全化計画案（骨子）における増収策及びコストの削減策の検証）に係る監査につきまして、監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査により実施することは、適当であると判断いたします。